



国 監 告 第 4 号

地方自治法第 199 条第 1 項及び第 5 項の規定に基づき実施した随時監査に係る監査結果を、同条第 9 項の規定により、別紙のとおり公表します。

令和 7 年 4 月 30 日

国立市監査委員 庄 司 雅

国立市監査委員 稗 田 美菜子

随時監査結果報告書

1 随時監査

(1) 種類

地方自治法第 199 条第 1 項及び第 5 項の規定による監査

(2) 概要

① 実施期間

ア 事前調査

令和 7 年 4 月 1 日（火）から令和 7 年 4 月 14 日（月）まで

イ 実施

令和 7 年 4 月 22 日（火）

② 対象部局

都市整備部下水道課

(3) 対象事項及び範囲

① 対象事項

下水道事業会計における雨水管理総合計画策定業務委託について

② 対象範囲

ア 財務に関する事務の執行等

イ 一般行政事務の執行及び事務事業の経済性、合理性、正確性等

(4) 手続き

① 実施通知 令和 7 年 4 月 1 日（火）

② 資料提出期限 令和 7 年 4 月 9 日（水）

③ 事前調査 事務局による調査（前記のとおり）

④ 実施 監査委員による監査（前記のとおり）

国立市監査基準に則り、先に提出された資料に基づき、監査対象部局より対象事項の概要説明を受け、その後、質疑及び関係書類の監査を実施した。

(5) 監査の着眼点

① 共通事項

ア 予算の執行は、計画的かつ効率的に行われているか。

イ 予算の執行の手続きは、適正か。

ウ 決裁は、定められた手続きを経ているか。

② 個別事項

ア 委託の相手方及び選定方法は、適切か。

イ 委託料の算定根拠は、合理的な基準に基づき行われているか。

ウ 委託内容の履行確認は、適正に行われているか。

また、履行期限は守られているか。

エ 委託料の支出は、適正な時期に行われているか。

(6) 結果

① 概評

対象事項を監査した結果、概ね良好であった。

② 個別事項

ア 指摘事項 なし

イ 要望事項 なし

以上